

労働とプライバシー・個人情報

『日本労働研究雑誌』編集委員会

本年4月から個人情報保護法が施行され、さまざまな分野において、個人のプライバシーや個人情報の保護に対する関心が高まってきた。労働分野についても事情は同様であり、企業の人事管理等における個人情報の取扱いがしばしば話題となっている。

労働の現場は、さまざまな属性をもつ人間が働く場であるため、人事管理等においても、各労働者の属性や個人的な領域にかかわる情報を考慮せざるをえないことがあり、ときにはそれを考慮することが要請される場合もある。そのため、個人情報やプライバシーの保護を図りつつ、いかにして有効かつ適切な人事管理等を実現するかが重要な課題となる。

しかし、労働分野においては、従来、この問題についての検討は、主に労働法の観点からのものにとどまっており、そこでは健康情報の収集や電子メールのモニタリングをめぐる裁判例が注目を集めるに至っているが、日常的な人事管理や労使関係の運営に当たって、プライバシーや個人情報の保護のあり方についての問題意識は必ずしも高かったとはいえ、理論的な検討もさほどなされてこなかったように思われる。

このような状況からすれば、労働関係におけるプライバシーや個人情報の問題については、法学のみならず、人事管理論や心理学、あるいは経済学や社会学などの観点も加えて、実態を踏まえた多面的な研究が求められている。そして、こうした研究を行う過程においては、たとえば、労働者に対しアンケート調査や聴き取り調査を行った公開したりするに当たって、個人情報をいかに取り扱うかという問題も生じうるので、その点についても検討が要請される。

以上のような観点から、今月の特集では、労働におけるプライバシーと個人情報保護の問題につ

いて、多面的に検討を行うこととした。なお、ここでいう個人情報とは、簡単にいえば、それに含まれる氏名や生年月日等により特定の個人を識別できる情報のことをいい（法令上の定義については岩出論文参照）、いわゆるプライバシー（その概念については砂押論文参照）よりも広い概念となっている。

本号特集では、まず、砂押以久子「職場における労働者のプライバシーをめぐる法律問題」が、労働法学の立場から基礎理論的な検討を行っている。すなわち、同論文では、諸外国における労働者のプライバシー保護の状況を概観したうえで、労働者のプライバシー権の定義づけを行うとともに、その具体的な権利内容につき、使用者は、労働契約上の信義則に基づき労働者のプライバシーを保護する配慮義務を負うとの見解や、労働者は使用者に対して、この義務の履行として、自己の情報に関する安全管理措置をとることを請求できるとの見解を主張するほか、最近問題になることが多い健康情報の取扱いなどについても具体的な考察を加えている。

次に、岩出誠「個人情報保護法と労働関係」は、個人情報保護法の施行に伴い、労働関係における同法の適用にあたって生ずるさまざまな問題について、実務上の観点からの検討を行う。個人情報保護法の労働関係への適用に関しては、厚生労働省を中心としていくつかの事業者向けの指針等が発表されているが、本論文では、指針のもつ法的な意義など、それらの位置づけを明らかにしたうえで、個人情報保護法や上記各指針の定める事項を企業が実施するに当たってはいかなる問題が生ずるか、また、実務的にはいかなる対応をとるのが望ましいかなどにつき、詳細な検討を行っている。

さらに、松田芳郎「労働調査とプライバシー」

は、以上とはやや視点を変えて、研究・調査活動におけるデータの取扱いという観点から、個人情報の保護が強く意識されるなかでの、労働調査の実施に当たっての問題点を指摘する。すなわち、調査結果を公表する際に個人情報が明らかになってしまうことにならないか、また、個人情報保護の保護と研究のためのデータへのアクセスという二つの要請をいかに調和させるかなどの問題が生じうることを指摘している。

これに続き、労働現場での実態の紹介とそこでの問題点の検討を行った論稿が掲載されている。まず、野口正明「社員の個人情報をいかに取り扱うべきか」では、企業の人事部の立場から、人材マネジメントの運営に当たっての社員の個人情報の活用と保護のあり方についての事例紹介と検討がなされる。個人情報の保護を図りつつ「適材適所」を実現するという新たな観点から、本紹介論文は、従業員の採用、育成と活用、評価と処遇、退職などのステージ別に、所属企業における運用の実態を具体的に紹介し、今後の課題についても指摘を行う。

また、緒方一子「キャリア・コンサルティングと個人情報保護法の活用と保護」は、労働者の個人情報に触れることが多いキャリア・コンサルティングという場面に焦点を当てて、そこでの個人情報の保護をどのように図るべきかという問題を取り扱う。本紹介文献では、キャリア・カウンセラーの職業倫理の一環としての個人情報保護について、すでに取り組みが進んでいるアメリカの状況を解説したうえで、著者自らがキャリア・コンサルタン

トを対象として行ったアンケート調査に基づき、個人情報保護法のもとでの情報管理の方法や、個人情報の提供を求められた場合の対応など、貴重な調査結果を示したうえで、そこでの課題等を指摘している。

最後に、林剛司「産業保健活動と従業員健康情報の取扱いについて」は、産業医などによる産業保健活動において、個人情報の中でもセンシティブ・データとして重要な位置づけを与えられている健康情報についていかなる取扱いがなされるべきかを検討する。そこでは、諸外国における健康情報の保護法制を踏まえ、法定外健診項目の目的の確認や労働者からの同意の取得のあり方など、わが国の産業保健活動の実際において生ずる課題を具体的に指摘し、個人情報保護法のもとでどのように対応すべきかについての検討を加えている。

個人情報保護法の施行という事態を受けて、労働の現場では、いわば対症療法的な取り組みに追われているところが少なくないように見受けられる。しかし、本号所収の各論稿からは、労働関係における個人情報保護はそもそもどのようなものであるべきかという、より基本的な問題を検討すべきことが示されていると思われる。そのため、この問題については、多角的に、また、実態を踏まえつつ理論的な検討を深めていくことが要請される。そしてその結果は、実務の運用や法の解釈・適用にも反映されうるものと思われる。本号の特集がそうした作業の一助となれば幸いである。

責任編集 山川隆一・藤村博之・室山晴美
(解題執筆：山川隆一)